

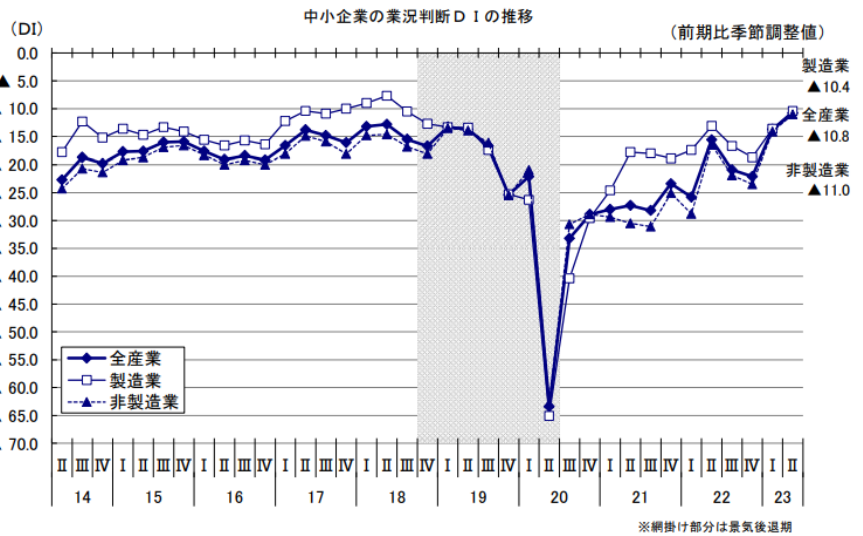
令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第61条の4 租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5 租税特別措置法施行規則第21条の18の4		
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。</p> <p>【制度概要】 中小法人が支出した交際費等について、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(－ 百万円
	(改正増減収額)	(－ 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は我が国雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。</p> <p>そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援することが必要である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断D I（中小企業景況調査）の数値等を参考にする。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年間）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>

新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8（令和5年4～6月）となっている。



(出典) 中小企業庁「中小企業景況調査」

政策目標の達成状況

要望の措置の適用見込み

令和6年度 2,332,265社 (2,348,159百万円)
令和7年度 2,332,265社 (2,348,159百万円)

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。

なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が71%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

—

予算上の措置等の要求内容及び金額

—

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費を損金に算入することは認められていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p>															
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額（資本金1億円以下）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,327,153社</td> <td>(2,780,092百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,337,377社</td> <td>(2,843,009百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,330,095社</td> <td>(2,405,859百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,376,749社</td> <td>(2,290,459百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,332,265社</td> <td>(2,348,159百万円)</td> </tr> </table> <p>（出典）平成30年度～令和3年度 国税庁「会社標本調査」 令和4年度は「会社標本調査」から推計</p>	平成30年度	2,327,153社	(2,780,092百万円)	令和元年度	2,337,377社	(2,843,009百万円)	令和2年度	2,330,095社	(2,405,859百万円)	令和3年度	2,376,749社	(2,290,459百万円)	令和4年度	2,332,265社	(2,348,159百万円)
	平成30年度	2,327,153社	(2,780,092百万円)															
	令和元年度	2,337,377社	(2,843,009百万円)															
	令和2年度	2,330,095社	(2,405,859百万円)															
	令和3年度	2,376,749社	(2,290,459百万円)															
令和4年度	2,332,265社	(2,348,159百万円)																
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額（800万円）が小さくなった場合、9.8%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、12%の企業が「既存顧客との取引の減少」、7.7%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。</p> <p>これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。</p>																
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>																
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8（令和5年4～6月）となっている。 （上記「政策目標の達成状況」参照）</p>																

これまでの
要望経緯

(昭和 29 年創設)		
	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃止)
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万円) までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)	
平成 30 年度	2 年間の延長 (令和元年度末まで)	
令和 2 年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超える法人を除外した上で 2 年間の延長 (令和 3 年度末まで)	
令和 4 年度	2 年間の延長 (令和 5 年度末まで)	